

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 2 日現在

機関番号：34504

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K13343

研究課題名（和文）五権憲法の構想と解釈に関する政治思想史的研究

研究課題名（英文）A Historical Study of Political Thoughts on the Ideas and Interpretations of the Five-Power Constitution

研究代表者

森川 裕貴（MORIKAWA, Hiroki）

関西学院大学・文学部・准教授

研究者番号：50727120

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、孫文の五権憲法がどのような著述を参照して構想されたのか、そしてそのようにして構想された五権憲法が同時代および孫文の死後どのように解釈・評価されたのかを明らかにすることを旨としたものである。五権憲法構想の際、孫文が複数の英文著述を参照したことは確かである。しかし、孫文自身の五権憲法に対する姿勢は実は一貫しておらず変化が見られる。そのためもあって、五権憲法は多種多様な解釈・評価を許すこととなり、孫文を尊崇していたはずの国民党内部においてすらも、統一見解は確立されていなかったことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

孫文は五権憲法に関する著述を複数公表しているが、その内容は相互に矛盾する場合もあるような曖昧さを帯びていた。しかしながら、国民党政権時期（1928～1949年）、さらには戦後の台湾でなされた憲政をめぐる議論は、論者によって程度の差はあるものの、基本的にこの曖昧さを含み込んだ五権憲法を前提とするものである。当該時期を対象とする憲政に関する研究は、この十数年来盛んに実施されており、今後も継続することが期待されているが、五権憲法の曖昧さの内実とその解釈・評価を解明することを試みた本研究課題は、憲政に関する研究の推進と解明に資するものであると考えている。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to reveal what kind of writings Sun Yat-sen had referred to when he prepared the Five-Power Constitution and how it was interpreted and evaluated during his lifetime and after his death. It is certain that Sun Yat-sen referred to several English writings when he conceived the Five-Power Constitution. His attitude toward the Five-Power Constitution had been inconsistent and changing. As a result, the Five-Power Constitution was subject to various interpretations and evaluations, and even within the Kuomintang, which was supposed to revere Sun Yat-sen, a unified view on the Five-Power Constitution had not been established.

研究分野：思想史

キーワード：五権憲法 孫文 中国近現代史 蒋介石 『新生命』 知識人

1. 研究開始当初の背景

近年、中国や台湾で統治機構や人権保障のありかたを問い直す様々な憲法上の議論が展開されている。一方では憲法学者・政治学者が主導する欧米の最新の理論を参照とした潮流が存在し、他方では法制史学者が主導する清末以来の議論の積み重ねに着目する潮流が存在する。各種史料集の整備が進んでいることもあり、法制史学者による作業は着実な成果を上げてきている(韓大元主編『中国憲法学説史研究』(上・下)中国人民大学出版社、2012 など)。日本の中国史研究者も、この動きに呼応して関連する業績を公表している(代表的成果の一つとして、深町英夫編『中国議会 100 年史:誰が誰を代表してきたのか』東京大学出版会、2015 年がある)。だが、孫文の五権憲法論に関する問題は、それらにおいては十分に注目されていなかった(優れた例外として、金子肇『近代中国の国会と憲政』 章「孫文の立憲構想」有志舎、2019 年があるが、本研究課題が着目した五権憲法の国際的要因については、なお掘り下げの余地が残されている)。しかし、五権憲法は、20 世紀前半の憲法論議で繰り返し論及され、そこにおいて決定的に重要な位置を占めているものの一つであり、中国近現代の憲法論議の特徴を明らかにしようとするならば、その検討は不可欠である。

2. 研究の目的

本研究課題は、20 世紀初頭に孫文により構想された五権憲法およびそれが中華民国時期(1912~1949 年)に生み出した複数の解釈・評価の内容・特徴を、政治思想史の観点から考察しようとしたものである。特に、五権憲法の構想と解釈において、欧米や日本の思潮・学説が参照されていたことに着目し、中国の憲法論議が内包していた国際的要因の具体的内実を分析しよう試みた。以上の作業により、五権憲法および中国近現代の憲法論議に関する理解を深めることを研究の目的とした。

3. 研究の方法

五権憲法に関する中国語の史料は、個人の著作はもちろん、新聞・雑誌を中心に大量に存在している。それらを可能な限り収集し、分析した。また五権憲法の構想および解釈・評価双方において、英語の著述が複数参照されている。それらについても可能な限り収集し、検討を加えた。

4. 研究成果

五権憲法の構想と解釈・評価という二つの側面のうち、解釈・評価については多くの新しい知見を得ることができた。また、解釈・評価に関する調査の過程で、多くの英文史料を収集したが、それによって蒋介石や毛沢東について新たな側面から研究を実施することにつながったことも収穫であった。得られた知見についてはいくつかの研究成果としてすでに公表しているところである。ただし、新型コロナウイルスの影響で海外渡航が困難となったため、一部の史料の確認がかなわず公表にはいたっていないものもある。それらについては史料の確認が完了次第、公表の準備を進めていきたいと考えている。

これに対して、五権憲法の構想については一定の知見は得られたものの、孫文による関連の言明が想定していた以上に少なかったこともあり、分析を十分に深めるにはいたっていない。ただし、同時代・後世の人々の五権憲法解釈・評価のなかに手がかりとして活用できる史料を見出すことができたので、それらを引き続き分析したいと考えている。

(1) 五権憲法の解釈と評価

五権憲法は孫文が提唱したものであるが故に、実に多くの人々の注意を引いた。ただし、その内容が元来曖昧であったこと、その曖昧さを解消しうる唯一の存在であった孫文が、見解を整理せぬまま亡くなったため、彼の死後、様々な解釈・評価がなされることとなった。

利用可能な解釈・評価はあまりに大量であるため、孫文の膝元であり五権憲法に大きな発言権を有する中国国民党でどのような解釈・評価がなされていたのかを集中的に考察した。結果、国民党内部で多種多様な解釈・評価が存在していたことが判明した。

具体的にまず着目したのが、1936 年 5 月に五権憲法をふまえて発表された憲法草案、五五憲草をめぐる議論である。五五憲草は発表された当時のみならず、1947 年 12 月施行の中華民国憲法制定に際してそれを参照する動きが見られたこともあって、その内容をめぐり継続的に議論がなされた憲法草案であり、民国時期における五権憲法解釈・評価を考察する上で検討が不可欠である。

五五憲草の大きな特徴として、総統、つまり具体的には蒋介石に強い権力を与え、彼が強力な

リーダーシップを発揮することを可能としたことが挙げられる。ただし、西欧型の議会の存在が想定されておらず、また総統を監督する機関として国民大会が予定されていたが、十分な機能を発揮できるようにはなっていなかったため、総統が政治的責任を負う仕組みが構築されているとはいえなかった。こうしたことから、五五憲草、そしてそれが依拠する五権憲法をも鋭く批判する議論が出現した。

代表的批判者の一人として、政治協商会議秘書長、制憲国民大会副秘書長を務め中華民国憲法制定に尽力した雷震を挙げることができる。雷震は議院内閣制に類似した形式を導入することで、総統が政治的責任を負う仕組みの構築を目指した。なお、こうした批判・提案は、国民党を代表する法学者王寵惠も共有しており、雷震の立場は国民党内部で一定の支持を得ていた。

ただし、こうした批判に対しては、強力な反論も提示された。国民党を代表する政治学者の一人、薩孟武は、議会を経由することなく強力なリーダーシップを発揮させる五五憲草は、孫文の五権憲法の原意を正しくくみ取っており、さらには変化極まりない国内外の情勢に迅速に対応することを可能とするとの肯定的な評価を示している。

薩孟武による如上の評価への注目は、彼が所属した雑誌『新生命』における議論に注意を向けることにつながった。1920年代後半、数多くの政治的言論を掲載した『新生命』は、五権憲法に関する議論も取り上げている。

『新生命』での議論を促したのが、『新生命』創刊の直前に同誌の中心人物の一人となる周仏海によって発表された『三民主義之理論的体系』(1927年)である。同書は孫文の三民主義の詳細な解説であり、五権憲法と密接に関連する民権主義についても多くの説明を割いている。その特色は、ルソー『社会契約論』の強い影響の下、孫文の直接民権の理念をより精緻化したこと、マルクス主義を参照して資産階級と無産階級の区分を排撃しつつ、反革命分子は民権を享受し得ないとする「革命民権」を明示したことにある。

代議制に対する不信や議会を経由しない民意の発揚といった点で、周仏海の理解は薩孟武と共通しており、薩孟武をはじめとする『新生命』の論客による議論の活性化を実現した。また、周仏海の主張は、中国共産党の五権憲法・民権主義解釈にも相当の影響を及ぼしたと考えられる。たとえば、中国共産党を代表する理論家の一人である何幹之は、その著作『三民主義研究』(1940年)において、孫文の言及する人民を「帝国主義と軍閥に反対する個人あるいは階級」と定義し直しつつ、孫文の五権憲法構想を人民の力量をもれなく団結させる優れたものとして高く評価した。ここに周仏海との議論の共通性を見て取ることは容易である。

(2) 孫文による五権憲法の構想について

孫文自身による五権憲法の構想がいかなるものであったのかについて、考察を行った。

同時代の中国の知識人が、まずもって日本語による著述を知的源泉としていたのに対し、孫文が参照していたのは英文の著述であり、それは五権憲法の構想においても例外ではない。そこで、孫文の蔵書に含まれる英文著述のなかから、レッキー、ハイスロップ、パージェスら国制について詳述した著作を検討することとした。その検討により、それらの著述のなかに従来の議会制に不満を示すものがあること、また政党政治と行政固有の領域を弁別するという基調の下に執筆されたものがあることなどいくつかの興味深い知見が得られ、そうした叙述は孫文の五権憲法構想におそらく示唆を与えたであろうという見通しも得ている。ただし、孫文自身のそれらの著述に対する直接的な言明がきわめて少ないこともあり、五権憲法の内容の変遷とそれら英文著述との具体的関係を十分に突き止めるまでにはいたっていない。この点については、引き続き調査を継続したい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 森川裕貴	4. 巻 78(3)
2. 論文標題 蒋介石『中国之命運』の国際的反響	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東洋史研究	6. 最初と最後の頁 124-158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 森川裕貴	4. 巻 -
2. 論文標題 毛沢東と胡適	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 石川禎浩編『毛沢東の人文科学的研究』京都大学人文科学研究所	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 森川裕貴	4. 巻 46
2. 論文標題 五四時期中国における大同思想の興起とその意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 関西学院史学	6. 最初と最後の頁 63-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 森川裕貴	4. 巻 汲古書院
2. 論文標題 「五五憲草」解釈から見る五権憲法――雷震と薩孟武の所論をめぐって	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本孫文研究会編『孫文とアジア太平洋――ネイションを越えて』	6. 最初と最後の頁 101-121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森川裕貴	4. 巻 74 (10)
2. 論文標題 「五四新文化運動」再考	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中国研究月報	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 森川裕貴
2. 発表標題 「五四新文化運動」再考
3. 学会等名 五四運動百年記念シンポジウム
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森川裕貴
2. 発表標題 蒋介石 『中国之命運』の各種反応：以英美為中心的考察
3. 学会等名 知識遷移と近代東亞的政治転型国際學術研討会 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森川裕貴
2. 発表標題 中国近現代における「国際主義」の展開 周コウ (魚+更) 生を中心とした分析
3. 学会等名 広島史学研究会東洋史部会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森川裕貴
2. 発表標題 五四時期中国の大同思想之興起及走向
3. 学会等名 19世紀末20世紀初東北亜知識の重構 - - 以社会進化論与大同主義為中心 - - (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森川裕貴
2. 発表標題 第一次世界大戰終結後中国の国際協調論及其影響範圍
3. 学会等名 文化的政治・政治的文化：五四知識分子的轉變国際學術研討会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森川裕貴
2. 発表標題 第1次世界大戰後の中国における国際協調論とその射程
3. 学会等名 日本現代中国学会全国學術大会企画分科会（政治思想）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 森川裕貴
2. 発表標題 蒋介石と『中国の命運』
3. 学会等名 第13回 京大大学人文科学研究所TOKYO漢籍SEMINAR 中国近代の巨人とその著作 曾國藩、蒋介石、毛沢東
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 村上衛・森川裕貴、石川禎浩	4. 発行年 2019年
2. 出版社 研文出版	5. 総ページ数 147 (担当部分55-90)
3. 書名 中国近代の巨人とその著作 : 曾国藩、蒋介石、毛沢東	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------